

2025年（令和7年）

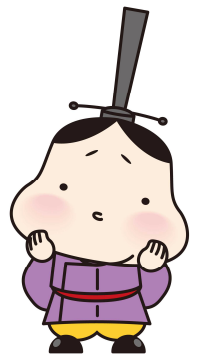
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会

第3回宿泊・衛生専門委員会

参 考 資 料



令和6年2月 書面開催



湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目次

【参考資料】

第79回国民スポーツ大会大津市食品衛生対策要項	・・・ P 1
わたSHIGA輝く国スポ大津市食品衛生対策要領	・・・ P 3
わたSHIGA輝く国スポ大津市弁当調達要項	・・・ P 8
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会 宿泊・衛生専門委員会弁当部会設置要項	・・・ P 1 1
わたSHIGA輝く国スポ大津市弁当調製施設選定基準	・・・ P 1 3
わたSHIGA輝く国スポ大津市弁当調製施設募集要領	・・・ P 1 6

第79回国民スポーツ大会大津市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市医事・衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会(以下「市準備委員会」という。)は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民及び国スポ参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関、関係団体等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(3) 健康管理

関係機関、関係団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

ア 対象者

- (ア) 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- (イ) 大会参加者等に昼食(弁当を含む。)を提供する食品関係従事者
- (ウ) 競技会場等において食品を提供する売店の従事者
- (エ) その他市準備委員会が必要と認めた者

イ 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感

染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(4) 食中毒発生時の対応

国スポ参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関、関係団体等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年6月30日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ大津市食品衛生対策要領

1 趣旨

この要領は、「第79回国民スポーツ大会大津市食品衛生対策要項」に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）及びわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が、相互に連絡調整を図り、滋賀県及び大津市とともに実施する食品衛生対策に関して必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 対象となる食品提供施設

ア 営業宿泊施設の調理施設

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

イ 食事提供施設

大会参加者が利用する営業宿泊施設において、施設内での食事提供ができない場合に斡旋する食事提供が可能な施設

ウ 仕出し料理調製施設

大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

エ 弁当調製施設

大会参加者が競技会場及び練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

オ 既設の食品営業施設

大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工もしくは製造又は販売を行う施設

カ 臨時の食品営業施設

大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工もしくは製造又は販売を行う施設

キ 無料食品提供施設

ふるまいを目的として大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

ク 弁当引換所

大会会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

(2) 食品提供施設の把握

大津市健康保険部保健所（以下「市保健所」という。）は、県実行委員会から提出される報告書等により、対象の食品提供施設を把握する。

また、市外の施設については、県実行委員会を通じ、関係自治体へ食品衛生指導の実施及び報告を依頼する。

なお、市実行委員会は、以下のとおり報告書等を県実行委員会に提出する。

ア 営業宿泊施設の調理施設

県実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ^ポ^ホ^テ^ル^宿舎衛生対策実施要領で定める「営業宿泊施設利用予定報告書」（様式第1号）を令和6年9月末日までに、市保健所に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。

イ 食事提供施設

県実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ^ポ^ホ^テ^ル食品衛生対策実施要領で定める「食事提供施設一覧表」（様式第1号）を令和6年9月末日までに、市保健所に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。

ウ 仕出し料理調製施設

県実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ^ポ^ホ^テ^ル食品衛生対策実施要領で定める「仕出し料理調製施設一覧表」（様式第2号）を令和6年9月末日までに、市保健所に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。

エ 弁当調製施設

市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ^ポ^ホ^テ^ル弁当調達要項で定める「弁当調製施設名簿」（様式第1号）を令和6年9月末日までに県実行委員会に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。

オ 既設の食品営業施設

市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ^ポ^ホ^テ^ル食品衛生対策実施要領で定める「既設食品営業施設一覧表」（様式第3号）を令和6年9月末日までに県実行委員会に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。

カ 臨時の食品営業施設

市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ^ポ^ホ^テ^ル食品衛生対策実施要領で定める「臨時食品営業施設設置計画書」（様式第4号）を大会開催の概ね3か月前までに、県実行委員会に提出（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）するとともに、各営業者に対し、大会開催の概ね3か月前までに、市保健所に営業許可申請書を提出し、開催日までに営業許可を取得するよう指導する。

キ 無料食品提供施設

市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ^ポ^ホ^テ^ル食品衛生対策実施要領で定める「無料食品出店施設設置計画書」（様式第5号）を大会開催の概ね3か月前までに、県実行委員会に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。

ク 弁当引換所

市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ食品衛生対策実施要領で定める「弁当引換所設置計画書」（様式第6号）を大会開催の概ね3か月前までに、県実行委員会に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）。

(3) 監視指導の実施

市保健所は、市実行委員会と連携し、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）、県実行委員会及び大津市食品衛生協会（以下「市食品衛生協会」という。）の協力を得て、次表を目標に別紙1の内容について、別紙2に基づき監視指導を実施する。

対象施設	目標立入回数		指導事項
	大会前	大会期間中	
	令和6年度～ 開催年度		
ア 営業宿泊施設の調理施設	1～2回	必要に応じて	別紙1「食品提供施設の 営業者等が遵守す べき事項」及び別紙2 「食品提供施設に対 する指導および検 査」のとおり
イ 食事提供施設			
ウ 仕出し料理調製施設			
エ 弁当調製施設			
オ 既設の食品営業施設	-	1回以上	
カ 臨時の食品営業施設			
キ 無料食品提供施設			
ク 弁当引換所			

(4) 健康管理指導

市保健所は、大会参加者並びに一般観覧者に食品を提供する施設の管理者に対し、対象業務従事者の検便検査を含む健康管理の必要性を周知し、積極的かつ自発的な協力が得られるよう指導するものとする。

なお、検便検査の方法など健康管理の留意事項については、別紙1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」に準ずるものとし、検査費用の負担は次のとおりとする。

ア 食品衛生対策要領に掲げる食品提供施設の従事者のうち、営業施設の従事者については、営業者の負担とする。

イ 競技会場等の無料食品提供施設の従事者については、市実行委員会の負担とする。

(5) 食品衛生講習会

県実行委員会は、県生活衛生課及び市保健所と連携し、一般社団法人滋賀県食品衛生協会各支部の協力を得て、次により食品衛生講習会を実施する。また、感染症予防を目的とした講習会や宿舍衛生講習会と併せて実施することができる。なお、市実行委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。

ア 講習の内容

- (ア) 食中毒の予防対策と発生時の対応
- (イ) 従事者の健康管理（検便検査を含む。）と手洗いの徹底
- (ウ) 施設・設備の衛生管理及び食品、調理器具等の衛生的な取扱い

イ 受講対象者

対象となる食品提供施設の営業者、食品衛生責任者又は代表者及び関係者とする。

ウ 講習会の実施方法

県実行委員会は原則として、令和6年度から大会開催1か月前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行う。なお、県実行委員会及び市実行委員会が主催する会議・説明会等と上記講習会を併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。

(6) 広報活動

市実行委員会は、関係機関、団体等の協力を得て、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

3 緊急連絡体制の整備

市実行委員会は、県実行委員会及び市保健所と緊密に連携し、大会期間中における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別表のとおり緊急連絡体制を整備する。

4 食中毒等健康被害発生時の対応

市実行委員会が食中毒（疑いを含む。）の情報を入手した場合は、市保健所へ直ちに連絡する。大会に関係して食中毒が発生したときは、市保健所は「大津市食中毒等処理要領」に基づき速やかに対応するほか、県実行委員会及び市実行委員会に情報提供を行う。

5 実施報告

市保健所は、この要領に基づく監視指導の実施結果について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ食品衛生対策実施要領で定める「食品関係施設の監視指導実施結果報告書」（様式第7号）、「施設等の検査結果報告書」（様式第8号）により、大会終了後速やかに県実行委員会に報告するものとする。

また、市実行委員会は、食品衛生講習会を実施する場合、「食品衛生講習会の実施報告書」（様式第9号）を速やかに県実行委員会に情報提供するものとする。

6 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

附則

この要領は、令和5年11月28日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ大津市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関、関係団体等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当調達については、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次のとおりとする。

（1）斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等に斡旋する弁当をいう。

（2）支給弁当

競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当については各競技会の開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については各競技会の準備・運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、公益社団法人日本スポーツ協会が定める第79回国民スポーツ大会（滋賀県）宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

弁当調製施設の指定は、次のとおりとする。

（1）市実行委員会宿泊・衛生専門委員会に設置する弁当部会において選定し、市実行委員会が指定する。

（2）市実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

8 指定取り消し

指定取り消しは、前項の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止もしくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他市実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所の設置及び運営は、市実行委員会が衛生上の安全確保に配慮し、適切に行う。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における弁当調達業務実施については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月10日から施行する。

(様式第1号)

弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会会長

「わたSHIGA輝く国スポ」及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会 宿泊・衛生専門委員会弁当部会設置要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会宿泊・衛生専門委員会における弁当に関する部会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 名称

名称は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会宿泊・衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。

3 所掌事項

所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 弁当調製施設の選定に関すること。
- (2) 弁当メニューに関すること。
- (3) その他弁当に関すること。

4 部会長等

部会は、部会長及び部会委員をもって組織し、部会長及び部会委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和5年2月10日から施行する。

別表

役 職 名	所属機関・団体名
部 会 長	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会事務局長
部 会 委 員	公益社団法人びわ湖大津観光協会会長が推薦する者
部 会 委 員	公益社団法人滋賀県栄養士会会長が推薦する者
部 会 委 員	大津市食品衛生協会会長が推薦する者
部 会 委 員	大津調理師会会長が推薦する者
部 会 委 員	レーク滋賀農業協同組合大津地区担当常務理事が推薦する者
部 会 委 員	大津市健康保険部保健所衛生課長が推薦する者

わたSHIGA輝く国スポ大津市弁当調製施設選定基準

1 趣旨

この基準は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選定を行うために必要な事項を定める。

2 国スポに対する理解と協力

国スポに理解があり、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、市実行委員会が指定する弁当業務代行業者と指定弁当調製施設間相互において円滑な業務の連携が可能であること。

4 対象施設

- (1) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (2) 製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 大津市内に本社又は製造所を有している業者であること。ただし市実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

5 施設の衛生管理

- (1) 選定時点において、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生監視票が調査時点において80点以上であること。
- (3) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日付衛食第85号) などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (4) 検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者(容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く)に対し、競技会開催前の1ヶ月以内に以下の項目について実施すること(赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウイルス)。
- (6) 食品賠償保険等に加入していること。

6 施設の調製能力

- (1) 国スポ時の提供可能数が、1回300食以上であること。
- (2) 前日午後8時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までに市実行委員会が指定した場所に納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 原材料に天津市産又は滋賀県産品を積極的に採用する等、天津市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) 市実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
- (8) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 施設の対応能力

- (1) 冷蔵車など適切な温度管理のできる車両等による配達及び納入場所における弁当引換時間中の待機が可能であること。(弁当配布時間は概ね午前11時から午後2時)
- (2) 弁当付属品として、市実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・爪楊枝・お手拭及び持ち運び用袋の提供ができること。

- (3) 市実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルギー、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 添加物（アレルギーを含む。）
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他市実行委員会が指示する表示
- (5) 市実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により国スポ開催が変更又は中止になった場合、市実行委員会の指示に基づく対応ができること。

8 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調製についても、必要に応じてこの基準を準用する。

わたSHIGA輝く国スポ大津市弁当調製施設募集要領

1 趣旨

この要領は、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を定める。

2 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達、弁当引換時間中の待機及び弁当容器の回収

3 応募要件

わたSHIGA輝く国スポ大津市弁当調製施設選定基準を満たすこと。

4 応募方法

次の書類を「8 提出・問い合わせ先」まで郵送または持参により提出すること。

- (1) 誓約書兼承諾書（様式第1号）
- (2) 調査票（様式第2号）
- (3) 食品衛生監視票の写し（応募日以前1年以内のもの）
- (4) 営業許可証の写し
- (5) 納税証明書（市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明できるもの）
- (6) 食品賠償保険証の写し

5 募集期間

令和5年11月20日（月）から令和5年12月11日（月）まで
持参の場合は午前9時から午後5時まで（※土曜日、日曜日、祝日は除く）
郵送の場合は締切日必着。

6 選定方法

提出された誓約書兼承諾書等に基づき審査を行い、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が弁当調製施設を選定する。

選定の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。

7 その他

- (1) 各様式は市実行委員会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。

- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが市実行委員会の弁当調製施設の選定業務に限り使用する（食品衛生指導、税の滞納調査のため関係機関にその写しを提供する場合がある。）。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量及び配達場所については、市実行委員会の指示によるものとする。

8 提出・問い合わせ先

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会事務局
(大津市政策調整部国スポ・障スポ大会局内)
〒520-0805 大津市石場10番53号
TEL : 077-528-0310・0320 FAX : 077-522-7766
E-mail : otsu2454@city.otsu.lg.jp

附則

この要領は、令和5年11月15日から施行する。